

## 指導行政のポイント

## 研修の法的性質

菱村 幸彦

近年は、研修の法的性質などということの問題にすることは少なくなった。しかし、かつては研修の法的性質は教育界の論争的課題の一つだった。

### 流行った教師の教育権論

教職の専門性から、教師にはつねに研究と修養が求められる。したがって、教育委員会から研修の機会が与えられれば、自己の専門性を高めることを願う教師なら、喜んでそれを活用するはずだ。

研修がこのように積極的に受け止められるならば、研修の法的性質がことさら問題となることはない。問題となるのは、せっかく教育委員会が研修の機会を与えようとしても、教師がそれを意図的にボイコットする場合である。

イデオロギー的対立が激しかった1960年代から1970年代には、文部省や教育委員会の行う研修講座等に対し、教職員組合が“官製研修反対！”をスローガンに拒否闘争を展開するケースがあちこちで起きた。

このとき持ち出された理論が、教師の教育権論である。つまり、教師には教育権（教育の自由）がある。教師は教育権の一環として、研修権（研修の自由）を有している。この研修権は、教師の自由として、本来自主的に行使されるべきものだ。官製研修のように命令に基づく研修は、教師の自主的な研修ではないから、拒否すべきだ、というのだ。

この場合、きまって引用されたのが、教育基本法10条2項である。同条は、教育行政の任務を教育的な条件整備に限り、教育内容への介入を認めていないから、教育内容に関する研修を行政当局が強制することは許されない、というわけだ。

ひところ、この教師の教育権論が流行った。しかし、学力調査事件の最高裁判決（1976年5月21日）

で、教師の教育の自由が否認され、逆に教育行政の教育内容に關する権能が是認されて、教師の教育権論が破綻したことは周知のとおりだ。

法律は、行政当局に研修を行うことを義務づけこそすれ、それを排除などしていない。教育公務員特例法19条2項は、「任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない」と規定している。

### 教委は研修を行う義務がある

よく「教師の研修は命令で強制するものではない」という人がいる。一見、もっともな言である。教師が教職の重要性を認識し、研修の機会を積極的に受け止めるなら、あえて強制することはないだろう。

しかし、ことさらに研修をボイコットするような場合にまで、教師のイニシアティブを尊重しては、行政当局の研修実施義務は果たせない。そんな場合は、「命令による研修」もやむを得ない。

幸い近年は、こうした研修をめぐるトラブルはなくなりつつある。教育委員会の研修担当者が、研修の法的性質などという法律論を意識することなく、教育本来の考え方に立って、かつ、教師のイニシアティブを尊重しつつ、研修を企画し実施することができるようになったことを喜ぶたい。

（ひしむら・ゆきひこ＝国立教育政策研究所名誉所員）

5月特大号 月刊**教職研修** 4月19日発売  
特別付録「ミレニアムCD」添付

「21世紀への提言」「教育行政資料（中教審答申等）」「全国特色ある学校一覧」「教育関連URL一覧」「教育100年史」「教職研修誌創刊号からの目次一覧」など学校経営に役立つ資料を多数収録。

本紙はホームページでも閲覧できます

研修会のご案内 7月29日（日）、30日（月）、31日（火）の3日間開催（於・お茶の水総評会館大講堂）  
【講師】菱村幸彦 / 寺脇研 / 高倉翔 / 小島弘道 / 梶田勲一 / 坂本昇一 / 山極隆 / 青柳健一 / 土屋辰夫 / 若井彌一

2001年度 **夏季教育管理職研修会** ●先着順受付、定員次第締切！

研修誌・圖書の直接注文、研修会のお申し込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）